

# 出生届を出されるご家族へ



お子様のお誕生おめでとうございます。手続きの際は、時間に余裕をもってご来庁ください。

チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	
	出生届の提出(生まれた日を含めて14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届(病院でもらえます)</li> <li>印鑑(朱肉を使用するもの)</li> <li>母子健康手帳</li> </ul>	市民課	市民担当
	国民健康保険への加入(国保加入者のみ)			国保年金担当
	こども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>お子様の健康保険証</li> <li>印鑑(朱肉を使用するもの)</li> </ul>		子育て推進担当
	児童手当(公務員以外) 原則、申請日の翌月分から支給。  ※特例として誕生日が月末に近い場合、誕生日の翌日から15日以内であれば、申請が翌月であっても申請月分から支給。			
	やまなし子育て応援カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類</li> </ul>	こども・子育て課	
	子育て応援ギフト	窓口でご説明します。 ※健やか育児支援祝金事業、子育て用品支給事業の統合移行期間中		
	乳児一般健康診査受診票の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> </ul>		こども・子育て支援担当
	予防接種予診票の交付			
	赤ちゃん訪問についてのお知らせ			
	産後ケア事業についてのお知らせ			

令和6年4月現在

☆ 出生届を時間外や休日に提出される方は、他の手続きのため開庁時間内に再度来庁いただく必要がございます。

☆ 手続きに関するお問い合わせは、担当窓口におたずねください。



## 【問い合わせ】

〒405-8501  
 山梨県山梨市小原西843番地  
 山梨市役所代表番号  
 055 3-22-1111